

國學院大學學術情報リポジトリ

吉田律人著『軍隊の対内的機能と関東大震災：
明治・大正期の災害出動』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大江, 洋代, Oe, Hiroyo メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000414

書評と紹介

吉田律人著

『軍隊の対内的機能と関東大震災』

―明治・大正期の災害出動―

大江 洋代

1 本書の魅力

軍隊が国民や他機関から期待される時、それはどのような時なのであろうか。そして軍隊はその期待に、どのような理由で、どこまで答えるべきなのか。本書はこの問いに対して、従来の軍隊を対象とした研究とは全く異なる分析視角を持つことによって答えた書として読むことが可能である。全く異なる分析視角とは、軍隊の活動を戦争でなく、災害対応に則して検証していくというものである。本書を通じて、戦争を媒介として国民の生命財産を奪う軍隊像に対して、災害を媒介として国民の生命財産を守る軍隊像があったことが明らかになった。ゆえに本書は日本軍研究に限定しても、そこに新た

な論点を差し加えた書としての地位を得るものと思われる。

とはいえ、戦後を生きる日本人は、有事に備えた組織・装備・能力を有する自衛隊に対する期待の多くの部分を「災害派遣」に寄せており、自衛隊による災害救援活動を奇異には思わない。東日本大震災後における世論調査によれば、自衛隊に「良い印象を持っている」と回答した者が前回調査に比較して11%も上昇したという結果も記憶に新しい。このように我々は、実力を有した組織のその力を生かした災害救援活動を頼もしく思い、それが組織への期待につながることにについて身をもって経験しているのである。

ではなぜ本書が清新であるのか。それは戦前軍隊における「災害派遣」を初めて体系的に歴史学の組上の載せた点につきる。そもそも戦後自衛隊の「災害派遣」と国民との関係とは異なり、約十年おきに戦争を繰り返していた戦前の軍隊の本分や国民の軍隊への期待や支持基盤は、軍勢力そのものにあったという強固な研究前提が存在している。軍隊研究の新潮流といわれる軍隊と地域研究・軍隊の社会史研究でさえ、軍隊が「暴力装置」であることを一応の前提にして行われてきたといっても過言ではない。ゆえに、軍隊研究者は現在における自衛隊の「災害派遣」と国民感情の関係を知っていたとしても、戦前軍隊における軍隊と災害の関係を研究対象とするという発想を持つこと自体が難しかった。

しかし筆者は、戦争のためにある軍隊という前提を実に注意深く踏まえつつも、軍隊の機能には従来研究の範疇にある外敵への備えとしての「対外的機能」の他に、国内の暴動や災害に対応する「対内的機能」が存在したのだという整理を行ってみせる。そして「対内的機能」を具現化する軍隊の出兵を暴動鎮圧と警備にあたる「治安出動」と、被災者の救援にあたる「災害出動」の二つに分かつ。二者のうち、研究の厚い暴動鎮圧の機能を取り除いて、残る機能である「災害出動」に焦点をあわせた。社会を混乱に陥れる災害時、警察や各レベルの地方行政機関や国民は軍隊に何を求め、これに対し、軍隊はどう答えていこうとしたのか。明治の建軍から、「災害出動」の山場となった関東大震災までを射程として、法的な整備から、実際の対応までを体系的に解き明かしていく。具体的には、災害に対する軍隊自身の考え方と他機関の考え方との異同・「災害出動」における軍隊と地方行政機関や警察との棲み分け・「災害出動」に対する国民の要望や反応が浮き彫りになる。用いられる史料は、政治家・出動した将兵・被災者等に至るまでの各レベルの公文書・私文書・新聞等である。それぞれの動きが並行的かつ丁寧に実証される。ゆえに、本書の主人公は軍隊というよりも、災害に遭遇した軍隊とそれ以外の機関、そして被災者の様々な要望が錯綜する空間そのものであると言える。筆者はこれを軍隊における

「災害出動」の場となる「軍事的空間」と定義する。言わば災害空間が対象となっているため、軍事史でもあり、災害史でもあり、民衆史・行政史・都市史でもある、という既定の研究枠組みでは括れない叙述となっている点も魅力である。

2 本書の内容

第1章 陸軍の創設と出兵制度の成立

国内治安維持機能の担い手の整備、という従来に見られない視点から陸軍の創出過程を明らかにした章である。建軍以来、治安維持の担い手は、藩兵、鎮台兵、警察へと変化していくことについて、地方制度の整備と鎮台制度の整備とを交差させることで明らかにした。その第一段階の藩兵から鎮台兵への変化は、廃藩置県後、地方長官側が軍隊指揮権を失い、非常時に際しては地方長官側が鎮台に協議するというルールが明確になっていく過程として把握される。第二段階の鎮台兵から警察への変化は、警察の整備・充実をにらみながら行われた憲兵の創設と運用によって明確にされる。激化事件対応の具体例から、憲兵とは警察と軍隊の間にあって、警察では手に負えない非常時、軍隊が出て行くまでの緩衝材として位置づけられたことを指摘した。こうして陸軍の治安維持機能は後景に退いていく。

第2章 東京衛戍地の形成

前章で全国的な治安維持体制の枠組みが示されたのち、本章では東京衛戍地という一地域に照準が合わせられる。「災害出動」の場となる駐屯部隊毎の警備担当地域である衛戍の成立過程とその展開が、東京衛戍地を事例に明らかにされる。まず、同衛戍地の内部に軍事施設がどのようにプロットされたのか、空間的な観点から把握される。国内の安定と警察の整備を背景として、治安維持機能を低減させた軍隊は、当初位置していた都心部を離れていた。実際の衛戍勤務をめぐっては、東京第一師団が、軍隊教育を中心とする部隊運営を妨げるものと解しており、同師団が衛戍勤務の軽減を求めていた点が明らかにされる。筆者は、衛戍の勤務の軽減を求め、軍隊教育を本務と位置付ける軍隊の姿を、軍隊の「対内的機能」と「対外的機能」とが相克している様相としてとらえる。また、日清日露戦争に対応していく軍隊は、「対内的機能」を一貫して低減させていくが、日比谷焼き討ち事件では、ほとんど無力であった警察に比して、軍隊が最終的な治安維持機能を果たしたことを指摘した。ゆえに事件当時、新聞上では「非難される警察」と「支持される軍隊」という構図が生まれたとする。

第3章 軍隊の災害出動制度の確立

第2章までに形成された軍隊の治安維持行動の枠組みを踏

まえ、本章ではいよいよ、救護活動を主目的とした「災害出動」制度の形成と展開について明らかにされる。明治初期には、災害に対処する能力も意思もなかった軍隊が、一八八五年淀川大洪水あたりから、災害を目の当たりにすることで「災害出動」機能を充実させていく過程について検証される。

この分析においては、地方官側からの要請によってのみ軍隊が出動できる制度であったこと、そして出兵後も、軍隊が地方官側の権限や意向を尊重していたことが強調される。さらに、「災害出動」が制度化される背景において重視すべき点として、社会の側から軍隊の側への要望があったことを掲げる。一九〇七年水害では、災害対応が部隊の裁量に任せられていたことに對して社会から不満が出たが、こうした軍隊の災害対応への不満が顕在化したのが日露戦後であったことに筆者は注目する。日露戦後における軍隊の課題は、国民との関係を再編・強化することであった。徴兵制で集められた兵士を軍事以外に用いることに反対する意見もあったが、国民と軍隊の接近を支える手段として「災害出動」は制度化された、と結論づける。さらに同時期は社会資本の整備や自然破壊に伴う災害の質の変化によって災害が大規模化、多様化していったことを指摘し、ここに対応できるのは軍隊であったとする。

第4章 東京衛戍地における災害出動

本章では、「災害出動」の具体例に即して、軍隊の「災害出動」が定着していく様相が明らかにされる。一九一〇年関東大水害、一九一一年吉原大火、一九一七年東京湾台風といった対応事例を通じて、軍隊と地方官との間で意思疎通を欠くことが多々あったこと、現場の派遣部隊と、区役所や警察との間では、感情的な対立も生まれることがあったという、地方官側に対しての自制的な軍隊側の対応があったことが示される。新聞各紙は、軍隊の「災害出動」は、軍隊と国民の接近のみならず、徴兵制の充実にも利益があるとして軍隊の活動を支持したという。こうして大正の前半期に至り、「災害出動」は軍隊の行うべき当然の行為として社会に定着したことを明らかにした。

第5章 関東大震災と陸軍の対応

大規模地震への出動に際しての、陸軍における指揮命令系統の混乱と正常化について明らかにした章である。政府から、中央官庁・関東戒厳司令部・警備隊司令部・末端部隊までを射程に入れ、政府レベルの意思決定の検証と、各部隊の混乱や不安の検証を並行的に行ったことで、震災時陸軍にどのような問題が起きていたのかが明かされる。軍隊上層部の対応は、東京衛戍司令官（第一師団管内の先任師団長による兼職）が衛戍勤務を統括するという体制では、大震災に対応

できなかったことから始まる。そこで政府の判断によって師団長の上に立つ関東戒厳司令部が設置された。また戒厳令が適用されたことによって、師管を超え、被災地全体を視野に入れた軍隊の対応が展開する。だが現場部隊に目を転じれば、電信・電話網の崩壊によって、上からの指示が伝わらない。また、司令部による情報収集も困難を極めた。司令部は徒歩や自転車等を使用して直接各部隊に命令を伝えようとするが、火災や道路の崩壊に阻まれ伝達が遅れた。意思疎通の手段が失われたことは効率的な部隊展開だけでなく、兵士たちに不安を与えた。被災地に家族を持つ兵士たちの不安に言及しつつ、救護にあたる兵士達のなかにも、大きな不安があったことを浮き彫りとした。

第6章 戒厳令と治安維持政策の展開

本章は、朝鮮人対策としてなされたという見方のある戒厳令発令の背景を政治史的な手法によって再検討した章である。発令に伴う行政的な手続を視野に入れた所も新しい。本書が示した戒厳令発令の直接原因は、警視庁が焼失したことによって警察は建物ばかりか、その機能を失っていたことである。つまり戒厳令は朝鮮人虐殺対策ではなく、大規模火災とそれに伴う混乱を恐れての判断であったことを明確にした。本章の意義はそれだけない。戒厳令によって治安維持の矢面に立った軍隊の内部における「朝鮮人暴動」の流言の広

まり方、ないし朝鮮人への向き合い方を出勤部隊やその部隊展開に焦点を当てて検証しなおした所にある。「朝鮮人暴動」の情報は上級司令官から下りてきたのではなく、被災地に赴いた将兵や被災者によって各兵営内に伝播され、既成事実化していったという。また戒厳令は、朝鮮人を保護すべき対象としたにも関わらず、発令当初は情報伝達の混乱や、戒厳令のもつ「鎮圧」イメージが重なり、現場は戒厳令を朝鮮人「鎮圧」と理解したという認識のギャップが描かれる。しかし次第に意思疎通が図られ、無実の朝鮮人は軍隊や警察によって保護され、日本人から隔離されていく。こうして流言が除去されたことによって、被災地は治安を回復し、軍隊は徐々に撤退し、治安維持機能は警察に復していった。

第7章 関東大震災と横浜市の警備体制

軍隊が所在しなかった横浜地域を事例として、地域に軍隊が所在する意味を再考した章である。従来の軍隊と地域研究が、主に地域振興という観点から行われてきたのに対し本章は、直に実力行使しうる機関が都市に所在することの意味を正面から問うた。関東大震災時、横浜市には部隊が駐屯していなかった。市は第一師団司令部へ出兵を求めるものの、師団長から難色を示されたことによって、孤立無援の状況に置かれ、治安が悪化の一途をたどったという経験を歴ていた。震災後の部隊誘致は、この経験と結びついていたことを

明らかにした。結果、市内への誘致は実現しなかったものの、横浜警備隊が保土ヶ谷に設置された。

終章 以上のような関東大震災の教訓を踏まえることで、宇垣軍縮による部隊配置の意味付けの見直しに言及する。関東地方の部隊の大再編は、単なる部隊の改廃を意味するのではなく、首都防衛の観点が組み込まれていたこと、全国規模の「災害出動」のための動員が意識されていたことを指摘することで、宇垣軍縮についての新たな見方を提示した。

以上のように災害空間における、関係諸機関と国民との重層的な関係を描きだした本書は、様々な分野の専門家によって高く評価されるであろう。特に災害時における人々の不安、そして人々が公的機関に求める内容、さらに対応を求められた公的機関の指揮命令系統の混乱と回復について、史料にもとづいて、慎重かつ追真的に再現したことは、今後の実際の防災対策に必ずや寄与するものとなる。だが、こうした意義は災害史や民衆史を専門とする方々が的確に指摘するはずである。よって軍事史の周辺に関心を持ってきた評者に要求されていることは、軍事史的な観点から本書を読み解くことと向きまえ、この点に限定して本書の成果と意義を明らかにしたい。

3 本書の成果と意義

まず、従来の軍事史が依拠していた大きな枠組みに対して、風穴を開けた点について指摘したい。それは、第一に、本文中に引用されている『東京日々新聞』（一九一一年四月一日）（吉原大火の報道）の「吾人は敵を制服して屍山流血を作るの動作よりも同胞の災危を救ふが為に猛火と戦う将卒を見るに於いて更に快感を増すを禁じ得ざるなり」という文章が示す軍隊の活動と、それに対する国民の反応を明らかにすることによって、「近代以降の軍隊の性格を捉え直す」ことに成功したことにある。この言わば「命を守る軍隊像」こそは、軍隊の「災害出動」が定着した大正期においては、我々が現在自衛隊に抱く「災害派遣」のイメージのように自明のものであったのかもしれないのだ。そうであるならば、大正期の軍隊像は、従来指摘されてきたデモクラシーとの対抗や調和からだけでは捉えきれなくなる。大正期、大規模な対外戦争が起きないなかで、災害救援に勤しむ軍隊像が、国民のなかにあったからこそ、この時代には言わば「命を奪う軍隊像」が忌まれたとも考えられるようになる。本書は、明治後期から大正期に「災害文化」のなかで育まれた軍隊像があったことを確信させるものである。そうであるならば、満州事変以後の軍隊は、「命を守る軍隊像」という記憶を消し去ってしまったのかもしれないのだ。戦後の日本人の軍隊に対する記憶

形成をめぐる、明治後期から大正期という一つの復元ポイントが明示されたと言えよう。

つぎに、「災害出動」の際、一貫して地方機関の権限や役割を尊重する軍隊像も、従来の軍隊像とはかなり異なるものである。特に満州事変以後の軍隊には、総力戦対応を目的とし、他機関の権限や役割を侵犯したり、軍隊主導の統合を試みたため、他機関を省みず自らの利益を優先させるという像がある。もちろん前者と後者の像は、地方レベルの課題への対応と国家レベルの課題への対応・災害対応と総力戦対応・即時対応と長期対応という違いがあり、位相を全く異にする。しかし、軍隊が他機関から応援を求められた時、ないし軍隊だけでは対応しきれない問題に直面した時、自らの領域と他機関の領域の違いについて、いかに認識し、どのように関係を形作ろうとしていくのかについて、従来のイメージや前提にとらわれず、丁寧に検証すべき必要性をも提起したと言えよう。

右の他に、軍事史の一ジャンルとして確立し、まさに今、爛熟期を迎えている「軍隊と地域」研究に対して、新たな視角と手法を加えた点についても指摘したい。それは第一に、言わば「軍隊がそこにいる」ことが住民の安心感につながることはある、という観点を、関東大震災を経験した横浜市の事例から明らかにし付加したことである。第二に、国内軍隊

所在地に関する歴史地理学的な考察に成功しているという点である。従来、軍隊所在地が論点となる際は、用地取得や警備区域の選定、ないし軍隊誘致というスポッ的な見方によって、軍隊がそこに設置されれば事足りるという静的な見方があったように思う。ゆえに「軍隊と地域」研究には、かつての日本の「軍隊がそこにいる」日常を捉えようとする課題意識があるものの、軍隊が「動き回っていた」当時の日常感覚が再現されているとは言い難いと思われる。しかし、「災害出動」という軍隊の機動性を問題とする本書では、非常事態発生地域と軍隊所在地との距離感が重視される。「軍事的空間」における「災害出動」に際しての軍隊の言わば「動き」が問題とされるため、軍隊がそこにおいて「動き回っていた」という実態を知ることができる。「軍事的空間」という新たな分析概念と分析手法を設定したことによって、「軍隊と地域」研究の原初的な課題に答えたと見えよう。

さらに付言しておきたいことは、筆者が日々、市民に歴史研究の成果を発信する職場にあるゆえか、多彩な史料による緻密な実証と、読みやすさを両立させている点についてである。専門書でありながら、今日性のあるテーマと、親しみやすい筆致によって、多くの読者をひきつけることが期待できる。実証史学が、現実にかき起す問題の解決に対してコミットできるのだということを本書は社会に向けてアピールできる

と思う。

4 書評

評者が思う本書の最大の魅力は、国民の要求によって、軍隊の「災害出動」が制度化されたという面にあった。以下では、軍隊の「災害出動」と国民の関係に絞って書評を試みたい。

第一に、戦前軍隊の治安維持における「災害出動」概念と「治安出動」概念はどのような関係にあったかという点である。軍隊の「対内的機能」には、暴動鎮圧行動である「治安出動」と、治安維持活動を含みつつも、救護活動を主目的とする「災害出動」の両者があるという筆者の分析概念として、両者の整理はすっきりしており、疑問はない。この整理によってこそ、「災害出動」と国民の関係が浮き彫りとなったことは意義深い。しかしながら、分析概念上は至極妥当であっても、同時代的には両者の概念は区別されていなかったか、あるいは「治安出動」のなかに包摂される概念であったかもしれないという疑問と折り合いをつけにくいと感じた。つまり、分析概念上の整理と、当時における法的・制度的整理が若干乖離している可能性がないだろうか。本書の基調として利用されている「治安維持等の為の兵力使用に関する参考」によっても、当時の軍隊の出動は、あくまで「詮じ詰むれば

暴徒の鎮圧暴力に対する物件の警護に当る」のであって、「窮民の饑苦飢渴を救ふため」の救護・急配給は、「付帯業務」として整理され、「出兵本来の任務としていつも実行すべき筋合のものではなく本務の傍ら援助するもの」とされる。⁽⁵⁾また、白衛隊の事例を出すのは適切でないことをわきまえつつも、あえてこれを持ち出せば、現在の「対内的機能」に該当する「災害派遣」（自衛隊法第八三条）と「治安出動」（同法第七八条）は、保安庁法（一九五二年法律第二六五号）以来、別のものとして整理されている。前者は「人名又は財産の保護」のため、後者は「一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合」の出動と規定され、両者は明らかに性格を異にしていることを鑑みれば、戦前は両者の間に、法的・制度的な区別の必要がなかったことが浮上する。なぜこの点を問題にするかといえば、本書は軍隊が「国民の生命財産を災害から守った事実」を明らかにしたことによって、「近代以降の軍隊の性格を捉え直す」ことに成功しているが、「対内的機能」を「災害出動」と「治安出動」をすっきり分けた概念上の整理とは裏腹に、当時において「災害出動」と「治安出動」が明確な二本柱として立たなかったことは、新たな「近代以降の軍隊の性格」についての迫力を少しだけ削いでしまっていると感じたからである。戒厳令に対する関東大震災時の社会的イメージについては言及されている

ものの、治安が著しく乱れたとき、軍隊を出す、軍隊が出てくる、という官軍民の認識は、米騒動時（一九一八年）に国民に銃を向け殺傷した「治安出動」する軍隊像と、関東大震災時（一九二二年）に献身的な救援活動を行う「災害出動」する軍隊像の間でどのように整理されていたのであろうか。

第二が、軍隊の災害対応の検討によって、「近代以降の軍隊の性格を捉え直す」、という序章で示された課題に対する解答についてである。確かに、災害時に国民を救済する軍隊像を打ち出し、それが「国民の眼差し」に支えられていたという、明快な解答が出ている。こうして「軍隊の性格」にまつたい思いがけない付加を行っているものの、「軍隊の性格を捉え直す」には物足りないと感じた。「対内的機能」によるこの新たな軍隊像は、何につながるものであろうか。「国民を救済」する軍隊像は、従来の研究で描かれてきた、「対外的機能」によって、国民の命を奪う、軍隊像とどう切り結ぶのか。「国民の眼差し」を問題にするのであれば、災害に対応する軍隊の姿は、国民の軍隊観のなかで、どのような地位を占めたのであろうかという問いが浮かぶ。筆者が軍隊の「対内的機能」と軍隊の「対外的機能」についての、機能的な相克については解明しきっただけに、「国民の眼差し」のなかでこの両者の機能は、相克して存在していたのか、溶け合って存在していたのかについての具体的な指摘が必要でなかったか。た

たとえば軍隊の「対内的機能」による活躍とそれに対する信頼が、軍隊の「対外的機能」に対する国民の支持や不支持にどのような影響を与えたのであろうか、両機能の相互影響関係が明確となれば、より一層「軍隊の性格を捉え直す」ことになったであろう。

第三に、警察と憲兵の整備を背景にした軍隊の「対内的機能」の整備と徴兵制の整備とが、どのように関わるのかという点である。本書の分析視角として、日本軍隊の「存立基盤」が、徴兵制を媒介として民衆や地域にあつたことが設定されている。したがって軍隊が災害対応を制度化する決め手は、軍隊が「存立基盤」である国民との緊密化を求めている点にあり、両者の緊密化の成果は徴兵制の円滑な運用に現れるはずだという道筋が示される。だが災害対応と徴兵制の円滑な運用との具体的連環関係については明示されていない。筆者も言及しているように憲兵は警視庁からの転属組によって確保され発足した（一八八一年）。警視庁からの転属ということ、彼らの多くが士族であつたであろう。この士族主体の憲兵の構成が、彼らの服役年限と憲兵は徴兵から採用するという規定とによって、徴兵と入れ替わるのが八〇年代後半であつたと想定される。この憲兵の構成が変化した八〇年代後半という時期に「治安出動」に変わって、想定されていなかった「災害出動」がそれぞれの部隊の判断で行われるようになる。

つたのは、激化事件の収束のみが理由であらうか。軍隊の災害対応の着手には、国内の安定に伴って治安維持の主体が警察へ変化していったという背景に加えて、徴兵制の整備によって起きた士族から国民へ、という軍隊の構成の変化、換言すれば軍隊の「存立基盤」の変化が「対内的機能」の形成に果たした影響の有無を知りたく思つた。

第四に些末な点となつてしまふが、関東という巨大な「軍事的空間」を対象とし、軍隊の立地に左右されながら展開する「災害出動」を描いた本書には、所在地を示した精緻な表が充実している。だが配置図や地図も必要であつたと思う。地図があれば、住民の位置と軍事所在地との距離感と、「災害出動」の展開について、読者はより豊かに追えたものと思われる。

本書の視点は多岐にわたるものの、評者の力不足により限られた角度からの書評である。著者の「軍隊は使用方法如何によつて、国民を抑圧する機関にも、また救済する機関にも成り得た」という結論は、今後、国民の軍隊観を知る上でまったく新たな地平を切り開いた。それゆえ、評者は勢い余つて誤読や的外れな指摘、ないものねだりをなしてしまつた。どうか、ご海容願いたい。本書の刊行を最も喜んでいる者のひとりである者に書評の重任をいただいたことに、お礼を申し上げます。

注

(1) 「5世論と防衛 1世論調査に見られる防衛思想」(防衛庁編『防衛白書』一九七〇年)、防衛庁ホームページ (http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1970/w1970_03.html)^{*} 二〇一六年二月四日最終閲覧。なお本書評内で「災害派遣」とする場合、自衛隊法第八三条(一九五一年法律第一六五号)に定められた自衛隊の用語を指す。

(2) 「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」(内閣府世論調査報告書、平成24年1月調査)、内閣府ホームページ (<http://survey.gov-online.go.jp/h23/h23bouei/index.html>)^{*} 二〇一六年二月七日最終閲覧。

(3) 災害の衝撃から人々が立ち直るまでの期間の人間行動に、一定の特有の傾向を見いだそうとする研究領域(北原糸子『津波災害と近代日本』吉川弘文館、二〇一四年、一四四～一四七頁)。

(4) 著者は別著において、新潟県高田市の雪害対応を事例に、地方の要求の前に、軍隊の統帥権が揺らぐことがあったことも明らかにしている。(吉田律人「平時における政軍関係の相克…軍隊の雪害対応を中心に」『日本歴史』八〇一、二〇一五年)。

(5) 「治安維持等の為の兵力使用に関する参考配布の件」(JACAR RefC01001172000「大日記甲 昭和05年」防衛省防衛研究所)。

(6) 「米価問題に付騒擾の件2止(11)」(JACAR RefC08021485200「大正8年 公文備考 卷120 騒乱2止」防衛省防衛研究所)。

(7) 警視庁設置以来、西南戦争時の臨時巡查募集まで、警視庁

の人員は士族に依拠していた(大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』校倉書房、一九九二年、二〇〇頁、二二四～二三〇頁)。
(8) 「憲兵将校以下特別撰挙方」(一八八一年三月一日太政官達)。

(日本経済評論社、二〇一六年二月刊、本体六五〇〇円)